

指定就労継続支援A型事業所 管理者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長

指定就労継続支援A型事業所における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に基づく生産活動収支等状況調査票の提出について（依頼）

このことについては、平成29年4月より指定就労継続支援A型の指定基準が見直され、「指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるようにしなければならない」（指定基準省令第192条第2項）とされたところであり、各事業所におかれては、毎年、生産活動収支等状況調査票の提出並びに必要なに応じて経営改善計画書の作成及び提出を行っていただいているところです。

つきましては、今年度も各事業所の生産活動収支等の状況を把握するため、下記により必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

	提出書類	対象事業所
(1)	生産活動収支等状況調査票 ※添付書類を含む	全ての事業所
(2)	経営改善計画書（別紙様式2-1）	指定基準省令第192条第2項を満たしていない事業所
(3)	経営改善計画期間中の具体的改善策と実施時期等（別紙様式2-2）	

2 提出方法

下記担当あて電子メールにより提出してください。

明細書等の添付書類は、PDF ファイルをメールに添付していただくか、もしくは別途郵送してください。

3 提出期限

①提出書類(1)・・・令和6年11月29日（金）

②提出書類(2), (3)・・・令和6年12月10日（火） ※該当の事業所のみ

【担当】

島根県健康福祉部障がい福祉課
地域生活支援スタッフ 矢島

TEL：0852-22-6690 FAX：0852-22-6687

E-mail：shurou-syougai@pref.shimane.lg.jp